

木材加工設備導入等利子助成支援事業

木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化・合理化、作業安全の推進、燃油使用量の低減等を図るための施設・設備の導入や、安定供給体制構築のための山林取得及び追加在庫保有等に必要な資金の借入れにより発生する利子相当額の一部または全部を助成します。

事業内容・対象者・融資機関・利子助成期間・助成率等は以下のとおりです。

	木材加工設備等導入	山林取得	追加在庫保有
事業内容	木材加工設備等 ^{※1} の導入とそれに伴う既存の施設・設備の廃棄等に必要な借入金への利子助成	自ら森林経営に乗り出す際の山林取得に必要な借入金への利子助成	需要に応じた製品供給を行うための追加在庫保有（素材及び製品の引取り、素材等の加工）に必要な借入金への利子助成
対象者	木材関連事業体またはこれらの者が直接若しくは間接の構成員となっている組合 ^{※1}		
融資機関	農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会 ^{※2}		
償還期限	7年以内 （うち据置期間2年以内）	25年以内 （うち据置期間25年以内）	5年以内 （うち据置期間1年以内）
利子助成期間	最長7年間 （ただし、償還終了時まで）	最長10年間 （ただし、償還終了時まで）	最長5年間 （ただし、償還終了時まで）
助成対象利率	最大3%	最大2%	最大2%
助成率	利子相当額の1/2 〔ただし、木くず焚ボイラー、木質バイオマス発電施設及びこれらの熱等を利用した乾燥装置等は2/3〕	利子相当額	利子相当額

※1 業種によって、対象となる工場の規模や、導入可能な施設・設備等が異なりますので、詳しくは全国木材協同組合連合会までお問い合わせください。

※2 融資機関から借り入れる資金には、補助残融資、制度融資に係る資金は含まれません。また、限度額についてはお問い合わせください。

手続きの流れ

設備導入等実施計画作成から助成金の支払までの手続きの流れは次のとおりです。

1 実施計画の提出

事業実施者は設備導入等実施計画を作成し、地域木材団体を經由して全国木材協同組合連合会（以下、「全木協連」という。）に計画認定の申請をします。

2 実施計画の認定

全木協連は学識経験者等からなる審査委員会を開催し、計画内容を審査し、認定した場合は事業実施者に計画認定の通知をします。



3 資金の借入

実施計画の認定を受けた事業実施者は指定金融機関から資金を借ります。

4 利子助成金交付基本申請書の提出

事業実施者は、地域木材団体を經由して、全木協連に利子助成金交付基本申請書を提出します。

5 利子助成金交付基本申請書の承認

全木協連は、申請内容を確認のうえ、地域木材団体を經由して、事業実施者に利子助成金交付基本申請承認通知書により承認の通知をします。

6 事業実施報告書の提出・検査

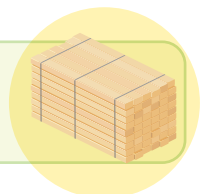
事業実施者は、事業実施後速やかに事業実施報告書を全木協連に提出し、全木協連は完了検査を行います。

7 利子助成金交付申請書の提出

事業実施者は、地域木材団体を經由して全木協連に対し利子助成金交付申請書を提出します。

8 利子助成金の交付

全木協連は、完了検査の結果により適正であると認められるときは、利子助成金を交付します。



事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせください。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階 TEL 03-3580-3215
<http://www.zenmokukyo.jp/>